

申込みのしおり

平成30年度

千葉県桜木霊園墓地(返還墓地)使用者の募集



申込期間

平成30年**8月1日(水)** ~ **22日(水)**

桜木霊園管理事務所に**8月22日(水)午後5時必着**とします。

(郵送の場合は、8月22日の消印有効とします)

千葉県

返還墓地使用者の募集について

改葬などで墓地使用者から市へ返還された墓地（「返還墓地」といいます。）を再整備し、千葉市民を対象に使用者を募集します。

この「しおり」を最後までご覧になってからお申込みください。

もくじ

1	桜木霊園について	1
2	募集区画数	2
3	墓地使用料等	2
4	募集スケジュール	3
5	申込区分及び募集区画数等	5
6	申込者の資格	5
7	申込方法と申込書類	5
8	申込みにあたっての注意事項	6
9	公開抽選及び補欠者の取扱い	7
10	当選された方へ	8
	その他（様式見本等）	
	申込書の書き方（例）	10
	誓約書	11
	承諾書	12
	埋蔵・収蔵証明書	13
	桜木霊園案内図	14

1 桜木霊園について

桜木霊園は、昭和14年に開園し、千葉市内でも最も古い施設の一つです。園内には、霊堂（納骨堂）や合葬式墓地などのさまざまな形式の墓地を有しており木々に囲まれた自然豊かな霊園です。

【開 園】 昭和14年11月14日

【位 置】 若葉区桜木1丁目

【規 模】 面 積 134,469㎡
墓地区画数 9,058区画
(平成30年4月1日現在)

管 理 等

●**休 園 日**

管理事務所は12月29日から1月3日まで。

●**参拝について**

入口にゲートはありませんので、都合の良い日時に参拝することができます。



管理事務所



普通墓域



普通墓域

2 募集区画数

●普通墓地	170区画	
A	2.6㎡～4.0㎡	70区画
B	4.1㎡～5.0㎡	81区画
C	5.1㎡～6.0㎡	19区画

今回募集する区画は、下記図の色が塗られた区域内の返還墓地です。

区画は、申込区分（5頁参照）ごとに抽選により決定し、選ぶことはできません。



3 墓地使用料等

(1) 墓地使用料（1区画・永代使用）（1㎡につき、156,250円）

*墓石代、工事費は別。なお、納付は一括で、納付後の返金はできません。

(2) 墓地管理料（1区画・年間）

4,930円

*なお、初年度は使用許可日から3月までの期間で計算した月割金額です。

墓地管理料は、霊園の共用部分に係る清掃、植栽、草刈り等の維持管理や、必要な施設の設置・改修等、墓参環境向上のための整備にあてるため、平成24年度から維持管理等に必要経費の一部として墓地使用者の皆様にご負担いただいております。

また、区画内の管理及び物損等の対応は、使用者の方の負担となります。

4 募集スケジュール

1. 申込書配布

平成30年8月1日(水)～

申込みのしおり及び申込書の配布を行います。
配布場所：桜木霊園管理事務所、生活衛生課、
平和公園管理事務所、各区役所地域振興課

2. 申込受付期間

8月1日(水)～22日(水)

「郵送」、「桜木霊園管理事務所に持参」又は「電子申請」のいずれかでお申込みください。

※持参及び電子申請については、桜木霊園管理事務所に8月22日(水)午後5時必着とします(郵送の場合は、8月22日の消印有効とします)。

3. 受付票発送

～9月上旬

墓地受付票(はがき)で受付番号を通知します。
※大切に保管してください。
電子申請の方には、電子メールで通知します。

4. 抽 選

9月21日(金)

申込者数が募集数を超えた申込区分については、公開により抽選を行います。抽選会への参加は自由です。

日 時：9月21日(金) 午前9時から午前11時
抽選会場：千葉市役所 8階正庁

5. 抽選結果通知

10月上旬

抽選結果通知書(はがき)で抽選結果「当選」、「補欠」、「落選」を通知します。申込者数が募集数を超えなかった場合は「当選」を通知します。
電子申請の方には、電子メールで通知します。

「当選」された方は必ず申込資格に関する審査を受けていただきます。
資格審査で申込資格があることが確認できた場合に、使用許可を受けることができます。

《当選から使用開始までの流れ》



※「補欠」の方は7頁を確認してください。

これ以降は「当選」した方の手続きです (8頁参照)

資格審査で、申込資格がないことが判明した場合、期間内に審査を受けない場合、必要書類が提出できない場合は、使用許可を受けることはできません。

6. 資格審査期間 (使用許可申請書類の提出)

10月上旬(当選の通知を受けた日)～10月31日(水)

「当選」が決定した方を対象に資格審査を行います。使用許可申請書に必要な書類を添えて提出してください。資格審査を受けないと区画の抽選を行うことができません。

日 時：10月上旬(当選の通知を受けた日)～10月31日(水)
午前9時～午後5時

審査会場：桜木霊園管理事務所

7. 不足書類があった場合の提出期間

11月1日(木)～11月11日(日)

資格審査の際に不足書類があった場合は、11月11日(日)午後5時までに直接桜木霊園管理事務所の窓口[※]に持参してください。
(その場で書類の審査を行いますので、郵送での提出はできません)

8. 区画の抽選

11月12日(月)午前9時～11時迄

「使用許可申請書」を提出した方の区画の抽選を行います。必ず、申込本人または代理人(委任状持参)が出席してください。当日、出席できない場合は事前にご連絡ください。

日 時：11月12日(月) 午前9時から午前11時
抽選会場：千葉市役所 8階正庁

9. 使用料の納付書の発送

12月中旬以降

使用区画の確定した方に対して、「使用料の納付書」を送付します。

10. 使用許可証の発送

1月中旬

使用料は一括納入です。納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。
(一度納めた使用料については、返還できません)

11. 使用の開始

2月予定

使用許可日から1年以内に墓石を建立し、焼骨を埋蔵してください。

5 申込区分及び募集区画数等

申込区分		募集区画数	使用料（永代）
A	普通墓地（2.6㎡～4㎡）	70区画	406,250円～625,000円
B	普通墓地（4.1㎡～5㎡）	81区画	640,625円～781,250円
C	普通墓地（5.1㎡～6㎡）	19区画	796,875円～937,500円
平成30年度募集数合計		170区画	

※区画は抽選により決定します。選ぶことはできません。

6 申込者の資格

次のすべてに該当する方

- (1) 申込者は、千葉市内に住所を有し、1年以上継続して本市に居住していること。
- (2) 申込者は、埋蔵すべき焼骨（分骨でないものに限る。）を所持し、その祭祀を主宰すべき立場にあること（改葬での申込みも可）。
- (3) 申込者は、現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けていないこと。
- (4) 申込者は、焼骨との続柄が配偶者又は2親等以内の血族であること。

7 申込方法と申込書類

申込期間内（平成30年8月1日から8月22日まで）に申込書類を郵送するか桜木霊園管理事務所まで持参し、お申込みください。また、電子申請でもお申込みができます。

(1) 郵送の場合

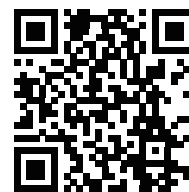
この申込みのしおりに添付されている①「平成30年度桜木霊園返還墓地使用申込書」及び②「返還墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、②はがきにはそれぞれ62円切手を貼付したうえで③「送付用封筒」に①、②の書類を入れて、82円切手を貼付し郵送でお申込みください（8月22日の消印有効）。

(2) 桜木霊園管理事務所まで持参の場合

(1) 郵送の場合と同様に①「平成30年度桜木霊園返還墓地使用申込書」及び②『返還墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、②はがきにはそれぞれ62円切手を貼付したうえで桜木霊園管理事務所まで持参し、お申込みください。

(3) 電子申請の場合

スマートフォンからのお申込みの場合、下記の二次元バーコードからお申込みください。また、パソコンから申込みの場合、市ホームページのトップページの「くらし・地域・手続」→「電子行政サービス」→「ちば電子申請サービス」から「健康・医療・保健衛生」内の「その他」から「平成30年度桜木霊園墓地（返還墓地）使用申込み」を選び、入力フォームに従って必要事項を入力の上、お申込みください。（8月1日（水）午前8時30分～8月22日（水）午後5時）



※電子申請により行える手続きは、「桜木霊園返還墓地使用申込書」の提出のみであり、「当選」された場合、抽選結果通知書が送付された以降の手続きは、桜木霊園管理事務所で実施する資格審査を受ける必要があります。（このしおり8頁を参照）

8 申込みにあたっての注意事項

申込み後に、申込書の記載内容の変更はできませんので、誤りのないよう記載し、十分に確認のうえでお申込みください。

【申込受付の期限】

（持参及び電子申請） 桜木霊園管理事務所及びホームページ
8月22日（水） 午後5時必着とします。

（郵送） 8月22日の消印有効とします。

当選後、資格審査期間（平成30年10月31日）迄に審査を受けない場合は、区画の抽選を行うことができません。

【申込みが無効となる場合】

次の（1）～（4）のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。また、不正が判明したときも無効とします。

- （1） 「桜木霊園返還墓地使用申込書」以外の用紙による申込みをした場合
- （2） 同一人による複数の申込み又は同一死亡者での複数の申込みをした場合
- （3） 現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地又は合葬式墓地の使用の許可を受けている者が申込みをした場合
- （4） その他、これらに類する申込みであると認められる場合

9 公開抽選及び補欠者の取扱い

1 日時及び場所

- (1) 抽選日時：平成30年9月21日（金） 午前9時から午前11時
- (2) 場 所：千葉市役所8階正庁（中央区千葉港1番1号）



交通手段（アクセス）

- ・JR千葉みなと駅～徒歩約7分
- ・JR千葉駅・京成電鉄千葉駅～徒歩約12分
- ・千葉モノレール市役所前駅～徒歩約1分

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 公開抽選

申込者数が募集数を越えた区分がある場合、申込区分ごとの抽選により「当選」、「補欠」、「落選」を決定します。

抽選は通知した受付番号（抽選番号）により行い、募集数を当選とし、次いで補欠順位を決定します。

- (1) 抽選会への参加は任意です。すべての方に抽選結果をお知らせします。
- (2) 「当選」しても、資格審査により使用許可を受けることができない場合があります。
- (3) 「当選」した方の中からキャンセル等が出た場合、「補欠」の中でその順位上位の方から繰り上げて「当選」とします。

「補欠」の資格の有効期限は、平成31年2月末日です。なお、同日までに千葉市から「当選」の旨、連絡がなかった場合は「落選」となります。

3 抽選結果

抽選結果通知書により「当選」、「補欠」、「落選」をお知らせします。電子申請の方には、電子メールでお知らせします。

※電話や電子メール等による抽選結果のお問い合わせには、お答えできません。

※抽選結果は、桜木霊園のホームページにも掲載します。

10 当選された方へ

資格審査（使用許可申請）

「当選」した方は、資格審査期間内に下記の必要書類を持参し、審査を受ける必要があります。審査を受けない場合は、区画の抽選（11月12日（月））及び使用許可を受けることができません。

1 日時及び場所

期 間：平成30年10月上旬（当選の通知を受けた日）～ 平成30年10月31日（水）

午前9時から午後5時

場 所：桜木霊園管理事務所

※不足書類がある場合は、取り寄せに日数がかかる場合がありますので、余裕をもって資格審査を受けてください。

不足書類提出期間：11月1日（木）～ 11月11日（日）

午前9時～午後5時

場 所：桜木霊園管理事務所

2 資格審査に持参するもの

- ・ 抽選結果通知書（電子申請は、抽選結果のメール本文を印刷したもの）
- ・ 一般墓地使用許可申請の手続きを委任する旨を記載した委任状
（申請者以外の方が来場される場合に限る。本人確認書類として運転免許証や健康保険被保険者証を持参）

3 提出する書類

- （1） 一般墓地使用許可申請書（当日、窓口で配布）
- （2） 誓約書（このしおりの11頁をコピーし、記入の上持参）
- （3） 申請者と死亡者との関係が分かり、死亡記載のある原戸籍、戸籍の全部事項証明書等（6か月以内に交付されたもの）
- （4） 次のいずれかの書類
 - ・ 埋（火）葬許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出）
 - ・ 桜木霊堂の使用許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出）
 - ・ 改葬による場合（桜木霊堂を除く）は、埋葬又は収蔵を証明する書類（原本提出）
※このしおり13頁に見本があります。
 - ・ 死産、水子等で戸籍に記載されていない者を埋蔵する場合は、死胎証明書又は死産証明書（原本提出）

(5) 承諾書（このしおり12頁の様式をコピーし、使用してください。）

申請者が死亡者の配偶者以外の場合、その配偶者と申請者の兄弟姉妹などの承諾が必要となります。申請者と承諾者との関係の分かる原戸籍、戸籍の全部事項証明等（6か月以内に交付されたもの。また、死亡の場合は、死亡記載のあるもの。）を添付してください。

【参考例】

申請者と死亡者との関係	承諾が必要な人
親子 (申請者：子 ⇒ 死亡者：親)	死亡者の配偶者 申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
親子 (申請者：親 ⇒ 死亡者：子)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 申請者の配偶者
兄弟姉妹	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 死亡者と申請者の両親 死亡者と申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
祖父母と孫 (申請者：孫 ⇒ 死亡者：祖父母)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
祖父母と孫 (申請者：祖父母 ⇒ 死亡者：孫)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 死亡者の両親 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く） 死亡者の祖父母（申請者を除く）

※上記表中の「承諾が必要な人」は、一般的な例を記載していますので、ケースによっては承諾を受ける範囲が異なる場合があります。

(6) その他（申立書が必要な場合）

承諾書の承諾者欄に記載すべき方が所在不明となっている場合など特別な事情がある場合は申立書が必要となります（桜木霊園管理事務所にご相談ください）。

【注意事項】

この申請手続に必要な「申請者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきます。

区画の抽選

資格審査で申込資格の確認できた方に区画の抽選を行います。

日 時：11月12日（月） 午前9時から午前11時

抽選会場：千葉市役所 8階正庁

- (1) 申込本人又は代理人（委任状持参）が会場にお越しくください。
- (2) 区画の抽選は、先着順（申込み区分ごと）に区画番号の入ったくじを引き決定します（区画の指定はできません）。

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

申込書の書き方（例）

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

平成30年度 桜木霊園返還墓地使用申込書

平成 30 年 8 月 10 日

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

申込者	フリガナ	チ バ	タ ロー
	氏名	千葉	太郎
	生年月日	明治・大正 昭和 平成 30 年 1 月 23 日	
	住所	〒 264 - 0028	
		千葉市 若葉 区 桜木1-38 サクラギハイツ 101号	
連絡先	(電話番号) 043-231-0110		
	(メールアドレス) sakuragireien.HEA@city.chiba.lg.jp		

2. 申込区分 ご希望の申込区分の申込欄に○を記入してください。（1か所）。

申込区分	募集区画数	申込欄
A 普通墓地 (2.6㎡～4㎡)	70	
B 普通墓地 (4.1㎡～5㎡)	81	○
C 普通墓地 (5.1㎡～6㎡)	19	

3. 被埋蔵者の記入欄

埋蔵する予定となる方の氏名等を記入してください。

フリガナ	チ バ ハナ コ	申込者との続柄
氏名	千葉花子	母

現在の焼骨の保管区分を記入してください。（該当する番号に○をつけてください。）

焼骨保管区分	① 自宅	2 桜木霊堂	3 寺院納骨堂	4 その他
--------	------	--------	---------	-------

※ 次の欄には記入しないでください。

受付印欄		受付番号 (抽選番号)	
抽選結果	当選・補欠・落選	補欠順位	位
備考			

※「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

この他、「はがき（2枚）」及び「送付用封筒」には、申込者の①お名前、②住所を記入してください。

※62円切手×2枚、82円切手の貼付忘れにご注意ください。

様式第9号

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 千葉市
フリガナ

氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 ()

許可区画 区 号

この度、私は墓地の使用にあたって、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 許可を受けた日から1年以内に墓石を建立して遺骨を埋蔵し、使用を開始いたします。
- 2 墓碑の設置は、一墓所一墓石とし、家名を表示する場合は、死亡者又は使用者の家名とします。
- 3 住所変更又は承継時の手続きは、変更した日から速やかに墓地管理者へ届けます。
- 4 千葉市霊園設置管理条例及び千葉市霊園管理規則を遵守するとともに、墓地管理者の指示に従います。
- 5 上記誓約内容に違反した場合は、許可の取り消し等、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

承 諾 書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄

上記の者が、.....の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として、
墓地の使用許可申請をすることを承諾します。

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

埋蔵・収蔵証明書

1 申請者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 死亡者との続柄

2 死亡者

(1) 本 籍

(2) 住 所

(3) 氏名・性別 男 ・ 女

(4) 死亡年月日 年 月 日

(5) 埋蔵（収蔵）年月日 年 月 日

上記のとおり、ご遺骨の埋蔵（収蔵）の事実を証明します。

年 月 日

寺院名

所在地

代表者 印

桜木霊園案内図



所在地／千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

交通機関／JR千葉駅バスターミナル9番乗り場から 京成バス 市営霊園経由
御成台車庫行き 乗車時間約20分 市営霊園下車徒歩1分

●お問い合わせ先

桜木霊園管理事務所（月曜日～日曜日 8時30分～17時00分）

〒264-0028 千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

電話：043-231-0110

FAX：043-231-0124

Eメール：sakuragireien.HEA@city.chiba.lg.jp

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。